解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決並びに文部科学大臣の認可により、平成二十六年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

新潟県長岡市千秋四丁目一九七番地

学校法人長岡造形大学

清算人　豊口　協

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月十四日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

富山県射水市二口二〇三〇番地　宗立寺

清算人　平岡　正順

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二十六日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

山梨県西八代郡市川三郷町四一六一番地の一

学校法人定林寺立正幼稚園

代表清算人　功刀　貞如

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月十一日京都市長の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

京都市東山区三条通大橋東二町目七三番地

二　一般財団法人京都市都市整備公社区画整理部内

京都市洛北第三土地区画整理組合

清算人　古村　英夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月二十三日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

兵庫県三木市口吉川町久次一四一番地

農事組合法人久次栗生産組合

代表清算人　戸田　裕

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成十七年十二月二十日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平一九二―八

番地　清算法人東風平町上田原土地改良区

清算人代表　国吉　英光

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年三月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

東京都目黒区上目黒三丁目二番一号

スバル販売厚生年金基金

代表清算人　飯山　勝久

解散公告（第三回）

当組合は平成二十六年三月二十五日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

名古屋市緑区鶴が沢二丁目九〇八番地

名古屋市徳重東部土地区画整理組合

清算人代表　深川　鋭治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月一日、組合員が二十人未満となり解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

滋賀県長浜市南浜町五〇一番地

南浜漁業生産組合

清算人　蒲生　律男

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日山口県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

山口県山口市亀山町二番一号

山口市土地開発公社

清算人　中村　憲行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町六一番地、最後の住所北海道紋別郡遠軽町岩見通北一一丁目一番地六　被相続人　亡　五十嵐　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

北海道紋別郡遠軽町東町二丁目一番地二〇

司法書士みどり法務事務所

相続財産管理人　司法書士　辻　香澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区西町南一三丁目一三番地、最後の住所札幌市北区北二五条西四丁目一番二四―一〇一号

被相続人　亡　村岡　義夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

札幌市中央区大通西一一丁目四番二号　第2大通藤井ビル六階　札幌アライアンス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　越前谷孝弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市重茂第一四地割三一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　馬場　利夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

岩手県宮古市藤原一丁目三番三二号

相続財産管理人　横道二三男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市中央二丁目四番、最後の住所千葉県柏市中央二丁目四番一七号三光荘二―B

被相続人　亡　中嶋　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

岩手県宮古市南町一一番一八号田川ビル二〇二号松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　良啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区国分町二丁目一四番地の一〇、最後の住所宮城県仙台市泉区松陵二丁目六番地の一　被相続人　亡　佐々木満枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日

宮城県仙台市青葉区二日町一番二三号アーバンネット勾当台ビル一〇階　官澤綜合法律事務所　相続財産管理人　鈴木　忠司